

とりまとめコメント

事業名 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策 推進事業(テレワーク普及促進等対策)

本事業は、テレワークの普及を図るため企業からの相談対応やテレワーク制度導入等への助成等を行うものであるが、コロナ禍を契機としてテレワークの普及が大きく進んでいる現状においては企業が判断すべきで、引き続き国が費用をかけてテレワークの導入を支援することの必要性を検証し、廃止を含め十分に検討すべきである。

その上で、今後さらにテレワークの導入を支援すべき事務・事業がどの程度存在するのか(伸びしろ)について改めて検証を行い、国として推進していく理由があるか、あるとしても事業規模をそれに対応したものへと見直すことを検討すべきである。

その際、伸びしろの部分について、なお導入が進んでいない要因についての検証を十分に行う必要がある。

相談・コンサルティングはその機能を果たしていると認められるが、コンサルティングを受けた企業が実際にテレワークの導入・定着に結びついているか、生産性向上に結びついているかなどを定量的に把握することを検討すべきである。

特に人材確保等支援助成金(テレワークコース)については、支給実績が低迷しており、テレワーク制度導入へのインセンティブとなっているか懸念があるため、令和7年度における支給要件の見直し等の効果について速やかに評価を行った上で、縮小・廃止を含めた抜本的な見直しをするべきである。

加えて、そもそもテレワークが本当に効率性の向上につながるのかも不明で

あり、基本的には各企業のニーズに合わせて、その採否を各企業が判断すべきであり、必ずしも全国民のニーズに合っているものではなく、国の事業として積極的に進めるべきものではないと思われる、との意見があった。